⑶　確認申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成23年９月１日から平成23年10月18日まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システムまたは書留郵便若しくは持参。
⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時
①　入札書の提出
㈠　提出期限　平成23年12月14日（水）午後４時。
㈡　提出場所　上記⑴に同じ。
㈢　提出方法　電子入札システムまたは書留郵便。
②　開札日時　平成23年12月15日（木）午後１時30分
⑸　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型）
4　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　入札保証　必要　契約保証　必要
⑶　支払条件
㈠　前金払　有
㈡　部分払　有
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑹　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　工事請負契約書第25条第５項（単品スライド条項）について適用する。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、記３⑴に同じ。
⑼　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shinichi Ishikawa, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Metropolitan area center communication Expressway Okegawadaini Bride (substructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 18 October 2011 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 18 October 2011. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 18 October 2011)
⑸　Time-limit for the submission of tenders : by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 December 2011. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 14 December 2011.
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Tatsuhiko Kainuma, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―10―14 Kitaueno, Taitouku, Tokyo, 110―0014 TEL : 03―5828―8356

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年９月１日
東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　石川　慎一
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京外環自動車道　高州高架橋（鋼上部工）北工事
⑶　工事場所　自）埼玉県三郷市鷹野３丁目
至）埼玉県三郷市高州１丁目
⑷　工事内容　本工事は、東京外環自動車道三郷南ＩＣ～（仮称）松戸ＩＣ間の建設に伴う、連続高架橋区間の高州第二高架橋、高州第三高架橋、高州第四高架橋の上部工工事である。
⑸　工事概算数量
高州第二高架橋
橋長　224m、鋼重　2,400ｔ
高州第三高架橋
橋長　371m、鋼重　2,200ｔ
高州第四高架橋
橋長　249m、鋼重　1,500ｔ
⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から1,110日間
2　競争参加資格
⑴　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　鋼橋上部工工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成23・24年度一般競争参加資格を有し、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）。または、経営事項評価点数が1,300点以上である者または経営事項評価点数が1,200点以上である者による２者または３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定ＪＶの構成員として認めない。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　確認申請書提出期限の日から落札者決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　平成13年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した次に揚げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
・単体または共同企業体の代表者の場合
⑻　鋼箱桁橋の工場製作
⑼　トラッククレーン（クローラークレーン）工法（ベント併用を含む）により架設した最大支間長50m以上の鋼橋の工事
⑽　高速道路、高速道路以外の自動車専用道路または国道の規制（通行止を含む）を実施し、その道路上に架設した鋼橋架設工事
・共同企業体の代表者以外の場合
⑻　鋼箱桁橋の工場製作
⑼　トラッククレーン（クローラークレーン）工法（ベント併用を含む）により架設した鋼橋の工事
⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
①　主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成13年度以降に完成及び引渡しが完了した次の元請としての施工経験を有すること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
⑻　鋼箱桁橋の工場製作
⑼　トラッククレーン（クローラークレーン）工法（ベント併用を含む）により架設した鋼橋の工事
③　専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。
④　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　次に挙げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当またはＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
また、設計管理技術者、照査技術者は受注者に所属し日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。